

立川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

立川市歴史民俗資料館条例（昭和60年立川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(入館の制限等) 第2条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号の <u>いずれか</u> に該当する場合においては、入館を禁止し、又は退館をさせることができる。 (1)～(4) ……略……	(入館の制限等) 第2条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号の <u>二</u> に該当する場合においては、入館を禁止し、又は退館をさせることができる。 (1)～(4) ……略……
(休館日) 第3条 資料館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) 月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、 <u>その日後においてその日に最も近い休日でない日</u> (2) ……略……	(休館日) 第3条 資料館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) 月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたるときは、 <u>その翌日とし、同日が同法第2条に規定する日にあたるときは、その翌日</u> (2) ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。